

令和 7 年度持続的生産強化対策事業に係る第 2 次公募要領

第 1 総則

令和 7 年度持続的生産強化対策事業に係る事業実施主体の第 2 次公募については、この要領に定めるものとします。

事業の実施に当たっては、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。）の定めによるものとします。

第 2 公募対象事業

次に掲げる事業とします。

1 全国公募事業

- (1) 果樹農業生産力増強総合対策（実施要領別紙 3）のうち産地構造転換パイロット事業（パイロット実証事業）（都道府県域をまたぐもの）

2 地域公募事業

- (1) 戦略作物生産拡大支援（実施要領別紙 1－1）のうち作付体系転換支援事業
- (2) 果樹農業生産力増強総合対策（実施要領別紙 3）のうち産地構造転換パイロット事業（パイロット実証事業）（都道府県域）
- (3) 養蜂等振興強化推進（実施要領別紙 5）のうち
 - ア 蜂群配置調整適正化支援事業
 - イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業
 - ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業
- (4) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（実施要領別紙 6）のうち
 - ア 地域の生産体制強化・需要創出事業
 - イ 甘味資源作物等支援事業のうち
 - （ア）国内産いもでん粉高品質化推進事業
 - （イ）さとうきび農業機械等導入支援事業
- (5) 農作業安全総合対策推進（実施要領別紙 7）のうち農作業安全研修の実施に係る都道府県推進組織等への支援

第 3 応募方法

第 2 に掲げる事業を実施しようとする事業実施主体は、実施しようとする事業の実施要領に定める事業実施計画を作成し、期限までに提出先に提出するものとします。

1 提出書類の作成及び提出

申請書類、事業計画書等提出書類の作成は、公示の様式ファイルを活用して行うものとし、提出に当たっては、別掲 1 の応募申請書類チェックシート及び別掲 2 の応募申請書と併せて提出するものとします。

2 提出期限

申請書類の提出期限については、公示のとおりです。

3 提出先・問い合わせ先

別掲3のとおりです。

なお、問い合わせの受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とします。ただし、電子メール及びFAXによる問い合わせはできません。

4 提出方法

郵送等（郵送及びバイク便を含む宅配便。以下同じ。）又は電子メールによるものとします。

（1）郵送等により提出する場合

「持続的生産強化対策事業（〇〇※事業）申請書類在中」と朱書きし、配達されたことが証明できる方法によるものとします。

※「〇〇」の部分は申請しようとする事業名を記入します。

（2）電子メールにより提出する場合

別掲3の問い合わせ先に送付先アドレスを確認の上提出するものとし、メールの本文には「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとします。

また、メールにファイルを添付する場合のファイルの容量は、1電子メール当たり、圧縮せず7MB以下とします（なお、7MBを超えるときは複数のメールに分けて送信するものとし、その際の件名は、件名（応募団体名）にその〇（〇は連番）を追加してください。）。

5 その他注意事項

（1）提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とします。

（2）申請書類の差し替えは、原則として認めません。

（3）申請書類等に不備がある場合は、審査対象としません。

（4）提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

（5）審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合があります。

第4 補助金額

38,940千円程度を予定

第5 事業実施主体の選定方法等

1 審査方法

事業実施主体の選定に当たっては、全国公募事業については農林水産省農産局、地域公募事業については地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、応募者から提出された申請書類を審査した上で、選定審査委員会に取組内容及び成果目標が妥当であるか等について諮るものとします。

2 審査等の観点

審査は、事業実施計画、申請経費及び事業実施主体の妥当性について、別紙の事業審査基準に照らし審査するものとします。

3 審査結果の通知

選定審査委員会による審査の結果については、審査終了後、速やかに農林水産省農産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）から応募者に対して通知するものとします。

なお、審査結果の通知は、補助金交付予定者の合否についてお知らせするものであり、補助金の交付は、別途定める必要な手続を経て正式に決定されます。

また、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者はその指摘等を反映した申請書類を提出するものとします。

4 審査内容の非公開等

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。

また、委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付予定者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関する問い合わせには応じないものとします。

第6 交付決定に必要な手続等

補助金交付予定者は、国の指示に従い速やかに、交付等要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書に事業実施計画を添えて別掲3の提出先に提出し、審査後、問題がなければ農林水産省農産局長又は地方農政局長から交付決定通知が発出されます。

第7 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととします。

なお、他の国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えありませんが、当該国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合があります。

第8 補助金交付予定者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）に当たっては、次に留意するものとします。

- （１）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。
- （２）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （３）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱、実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限があります。

- （１）取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないこと。
- （２）取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に交付決定者の承認を受けなければならないこと。

なお、交付決定者が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがあること。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募するものとします。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に次の条件を遵守するものとします。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 第2に掲げる事業においては、当該事業期間中及び当該事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、当該事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めるものとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表してもらうことがあります。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出するものとします。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなくてはなりません。

8 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合があります。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがあります。